

## Ⅱ 早期発見

～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

### 1 いじめの「見える化」①～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

#### (1) 定期的な「生活意識調査」の実施

子供の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、学校は、年2回、生活意識調査を実施。

都教委は、「生活意識調査」の雛形を提示。

#### (2) スクールカウンセラーによる全員面接

学校は、子供が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する小5、中1、高1については、毎年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施。

都教委は、全員面接に係る優れた実践事例を収集し、スクールカウンセラー連絡会において、スクールカウンセラーに情報を提供。

#### (3) 定期的な個人面談の実施

学校は、年3回程度、子供との二者面談を行い、子供の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことや学級、部活動のことなどを把握。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請。

面談の結果を学校いじめ対策委員会に報告。

#### (4) 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察

学校は、学級経営を学級担任まかせにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、子供たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。

#### (5) 関係機関との連携による学校非公式サイトでの監視

都教委は、ネットいじめへの対応について、誹謗・中傷の削除要請を迅速に行うほか、監視結果を学校や区市町村教育委員会に提供。また、法務局から都教委に提供されたネットいじめに関する情報等についても、速やかに提供。

### 2 いじめの「見える化」②～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

#### (1) 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握。

都教委は、年1回、都内の公立学校に子供へのアンケート等による「いじめ実態調査」を実施。

学校は、実態調査で収集した情報に基づき、子供に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、子供たちに心理的負担を与えないよう配慮。

#### (3) 都教委作成のいじめ防止カードの活用①

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働きかける。

#### (2) 学校いじめ相談メール等の実施

学校は、子供が学校にいじめの相談をしやすくするため、各学校において「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」を設置。

都教委は、「学校いじめ相談メール」等の活用の留意点について提示するとともに、都独自の「いじめ相談ホットライン」を周知。

#### (4) 言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

【再掲】

学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援。

都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援。

### 3 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

#### (1) 子供の行動の記録

学校は、教職員が子供たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないように、日常から子供の変化に関係する情報を付箋等を利用して記録し、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築。

都教委は、管理職に情報共有の体制を指導するとともに、「ふれあい月間」の調査で、情報共有に関わる優れた取組を把握し伝達。

#### (2) ファイリングの徹底

学校は、子供の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成。

転入生については、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成。転出者についても、いじめの加害・被害の状況を転出先の学校に連絡。

特に、小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、入学前に小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有。

都教委は、情報共有のシステムを構築して各学校に周知。

#### (3) ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有

学校は、ファイリングや生活意識調査等を通じて把握したいじめに係る情報を緊急職員会議の開催等により、学校全体で組織的に共有。

#### (4) 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

学校は、全ての教員により月1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察を行い、「学校いじめ対策委員会」において結果を集約・分析。

管理職は、各教員の「チェックシート」を分析し教員のいじめ発見能力に課題があると認められる場合には、必要に応じて指導主事の協力を得て、当該教員を指導。

都教委は、「いじめ発見のチェックシート」の具体的な活用方法について、年度当初の校長連絡会で周知。

### 4 保護者・地域との連携

#### (1) 学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明。

#### (2) 保護者相談の実施

子供がいじめについて、一番相談しやすい相手として「保護者」を挙げている調査もあることから、学校は、年度当初から、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備。

#### (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初の保護者会で紹介。

#### (4) 児童館や学童クラブとの連携

放課後における子供の様子について把握するため、学校は、児童館や学童クラブに対し、子供の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼。